

広島県訓令第第八号

本 庁
地 方 機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年四月一日

湯 崎 英 彦
広島県知事

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表中二百十の項を二百十一の項とし、二百九の項を二百十の項とし、二百八の項を二百九の項とし、二百七の項中「五十回締結」を「十回締結」に改め、同表中二百七の項を二百八の項とし、五十七の項から二百六の項までを一項ずつ繰り下げ、五十六の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|----|----------|------------|---|----------|
| 57 | 都市技術審議官印 | 広島県都市技術審議官 | ” | 土木局都市計画課 |
|----|----------|------------|---|----------|

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。